議題３

食育推進計画について

１．計画策定の趣旨

現在の社会情勢は、日々変化し、人々は忙しい生活の中で毎日の「食」の重要性を忘れがちであり、また食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加のほか、「食」の安全性や「食」の海外依存度の問題も発生しているとともに、豊かな味覚や、文化のあふれる、日本の「食」が失われつつある。

この様な状況のなか、国の発展には子どもたちが健全な心と身体を培うとともに、国民が健康を確保し生き生きと、暮らすことができるようにすることが大切である。

食育は、生きる上で基本であり、様々な経験により、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育推進が求められている。

国は、平成17年７月に「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として「食育」に取り組んでいくことを推進しており、本市では、家庭はもとより、保育所（園）、幼稚園、学校、地域、食料生産者など、食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携し、望ましい食習慣の形成や農畜産物の生産・食品の製造並びに安全性に対する正しい理解、環境への配慮、食文化の継承などの施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市食育推進計画（仮称）」を策定することとした。

２．計画の位置づけ

＜食育基本法＞

第１６条2項（食育推進基本計画）

食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

１　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

２　食育の推進の目標に関する事項

３　国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

４　前三項に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

第１８条　（市町村食育推進計画）

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域における食育の推進に関する施策についての計画（以下、「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

第３３条　（市町村食育推進会議）

市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

食育基本法
（平成17年7月施行）
↓
食育推進基本計画
（平成18年3月策定）

食育基本法　第17条　都道府県食育推進計画

食育基本法　第18条　市町村食育推進計画

千葉市食育推進計画（仮称）

主な関連計画等

■市民局
・ちば男女共同参画基本計画（平成17～27年度）

■保健福祉局
・新世紀ちば健康プラン（平成14～22年度）
・千葉市次世代育成支援行動計画（平成17～21年度）
・食の安全性確保等に関する指針、食品監視指導計画

■経済農政局
・千葉市農業基本計画（平成18～22年度）
・千葉市地産地消推進指針（平成19～22年度）

■環境局
・千葉市環境基本計画（平成14～22年度）

■教育委員会
・千葉市青少年育成行動計画（平成20～24年度）

3．都道府県・市町村の策定状況

		都道府県	市町村	
		（47）	政令指定都市（17）	市区町村（1,817）
計画作成	有	40	5	70
	無	7	12	1,747

4．計画の体系のイメージ

はじめに

目次

第1章　計画策定にあたって
　1　計画策定の趣旨
　2　計画の位置づけ
　3　計画の期間
　4　計画の策定体制
第2章　基本方針および重要施策と目標
　1　基本方針
　2　重要施策の目標
第3章ライフステージ別の現状と課題および目標値
　1　乳幼児期
　2　学童期
　3　青年期
　4　成人期
　5　壮年期
　6　高齢期
第4章　基本的施策の取組
　1　家庭における食育の推進
　2　学校、保育所等における食育の推進
　3　地域における食育の推進
　4　食育推進運動の展開
　5　生産者、食品事業者等における食育の推進
　6　食文化継承活動の推進
　7　食の安全安心の確保
　8　食育情報の発信
第5章　施策の推進状況の把握と事業評価手法
（資料編）
　1　アンケート調査結果
　2　食育推進協議会設置要綱と委員名簿

千葉市食育推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　本市における食育の推進に関する基本的事項を検討するとともに、総合的かつ計画的な食育の推進を図るため、千葉市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（１）千葉市食育推進計画の策定に関すること。

（２）食育に関する情報の収集及び共有に関すること。

（３）食育の推進と評価に関すること。

（４）その他、食育の推進のため必要と認められること。

（組織）

第３条　協議会は、委員１５名以内をもって構成する。

２　委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　要綱施行に伴い委嘱された委員の任期は、前項の規定に関わらず、平成２１年３月３１日までとする。

（会長等）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第７条　協議会の所掌事務に関し、更なる検討を行うことを目的として、部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する協議会委員をもって組織する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、会務を掌理し、部会を代表する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
６　部会の決議は、これをもって協議会の決議とする。ただし、審議結果が特に重要事項として部会の議決を得たものは、部会長が協議会に報告する。
７　前各号に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（専門委員）

第８条　協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに退任する。

（関係者の出席等）

第９条　会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は、保健福祉局健康部健康企画課において処理する。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１２月２０日から施行する。